

岡山県税制懇話会報告書

—岡山県産業廃棄物処理税に関する検討—

平成24年10月

岡山県税制懇話会

はじめに

岡山県では、環境の世紀にふさわしい岡山の創造を目指し、本県独自の税制として、平成15年4月に「岡山県産業廃棄物処理税」を導入し、その税収を活用した産業廃棄物対策として、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」及び「意識の改革」に取り組んできた。

産業廃棄物処理税は、地方分権一括法の施行に伴い、平成12年4月から、都道府県や市町村が法定外目的税を創設することが可能になるなど、地方の課税自主権が拡大されたことを受けて、岡山県税制懇話会において調査研究を行い、その報告を踏まえ、導入されたものである。

産業廃棄物処理税は、導入から5年を目途に見直しを行うこととされていることから、当懇話会では、平成19年度に、税の制度設計や事業の成果等を検証し、税を継続すべきと知事に報告を行った。

このたび、再び検討時期を迎え、産業廃棄物の動向と産業廃棄物処理税の導入効果を検証し、産業廃棄物処理税の必要性及び税制度、使途事業、基金の今後のあり方等について検討を行った。

産業廃棄物の最終処分量のさらなる抑制を図るためには、県民特に排出事業者が産業廃棄物の発生を抑制する意識を持つとともに、税収をより効果的に活用することにより、減量化、再生及び不法投棄の未然防止に関する施策を重点的に実施していくことが重要であるが、併せて県民に産業廃棄物処理税の仕組みや税収の使途について、わかりやすく周知していく必要がある。

平成23年3月に発生した東日本大震災以降、再生可能エネルギーの普及や環境にやさしい生活スタイルへの変革に取り組むことがより一層求められているところであり、県民の方々が、当懇話会の報告を契機として、環境保全や環境税制の問題を自らの問題として捉え、産業廃棄物などの環境負荷の減少につながる生活スタイルや企業活動への変革が進み、将来の世代が安心して暮らしていける循環型社会が構築されていくことを期待する。

目 次

1 産業廃棄物処理税導入の効果

- (1) 産業廃棄物の状況 1
- (2) 税収と充当事業費の推移 4
- (3) 使途事業の実績と主な成果 5

2 産業廃棄物処理税の継続の必要性

- (1) 必要性 10
- (2) 税制度 11

3 今後の方向性

- (1) 使途事業 12
- (2) 基金 13

1 産業廃棄物処理税導入の効果

県では、平成15年度から産業廃棄物処理税を導入し、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用等を推進するため、岡山県循環型社会形成推進条例の趣旨や平成19年度の当懇話会の報告書に基づき、使途事業に係る充当方針を定め、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」及び「意識の改革」の3つを柱に、平成23年度までの9年間で約37億7千万円の税収を活用して施策を展開してきた。(後述の1(2)アの表及び(3)を参照)

そうした中、県内で発生した産業廃棄物の排出量は、平成14年度の6,828千tから、平成22年度には5,906千t(平成14年度比86.5%)となるとともに、最終処分量は、平成14年度の881千tから平成22年度には348千t(平成14年度比39.5%)と大幅に減少している。また、10t以上の不法投棄の件数については、平成14年度の20件から平成22年度には3件に減少している。(後述の(1)ア及びウを参照)

最終処分量や不法投棄の件数の推移から産業廃棄物処理税の導入効果が現れていると考えられる。

(1) 産業廃棄物の状況

ア 排出量及び処理の状況

県内で発生した産業廃棄物の排出量は、平成14年度の6,828千tから、平成22年度には5,906千t(86.5%)となっている。最終処分量は、平成14年度の881千tから、平成22年度には348千t(39.5%)と大きく減少している。

なお、県内で発生した産業廃棄物の排出量を業種別にみると、製造業が最も多く(62.5%)、次いで、電気・水道業(20.3%)、建設業(10.8%)の順になっており、産業廃棄物の種類別にみると汚泥(55.3%)が最も多く、次いで、ばいじん(14.4%)、がれき類(10.1%)、鉱さい(4.6%)、廃プラスチック類(3.3%)の順になっている。

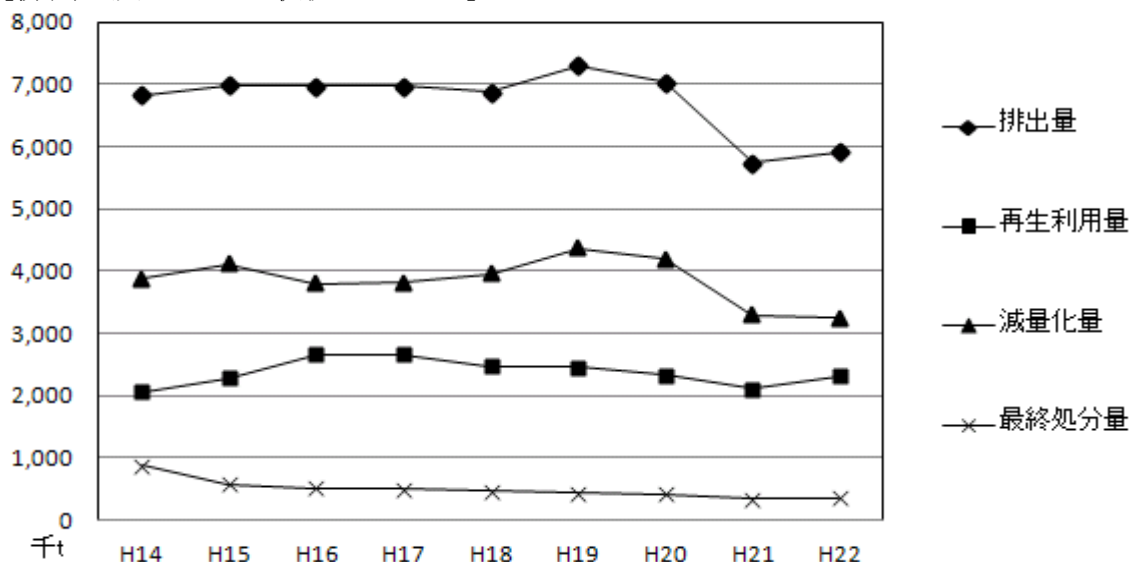
[排出量及び処理の状況]

(単位：千t/年)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	対H14比
排出量	6,828	6,982	6,977	6,971	6,878	7,309	7,029	5,738	5,906	86.5%
再生利用量	2,058	2,283	2,659	2,660	2,463	2,448	2,325	2,107	2,310	112.2%
減量化量	3,874	4,111	3,798	3,809	3,949	4,370	4,188	3,291	3,243	83.7%
最終処分量	881	582	510	501	461	435	424	335	348	39.5%

※ 岡山県産業廃棄物実態調査結果

[排出量及び処理の状況：グラフ]



イ 広域移動の状況

県内で発生した産業廃棄物のうち県外へ搬出され処理された産業廃棄物は、平成14年度（319千t）に比べ、平成22年度は475千t（148.9%）と大幅に増加している。このうち、中間処理を目的とした搬出量は、平成14年度の293千tが平成22年度には465千t（158.7%）へと大幅に増加しているが、最終処分を目的とした搬出量は、平成14年度の26千tが平成22年度には10千t（38.5%）に減少している。

[県外への搬出の状況]

(単位：千t/年)

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	対H14比
処理内訳	中間処理	293	470	544	436	429	452	559	456	465	158.7%
	最終処分	26	9	5	13	15	11	10	6	10	38.5%
	合計	319	479	550	449	444	463	569	462	475	148.9%

※ 廃棄物の広域移動対策検討調査

県内に搬入され処分された産業廃棄物は、平成14年度の599千tが平成22年度には474千t（79.1%）と減少している。このうち、中間処理を目的とした搬入量は平成17年度から平成21年度まで400千t台で推移していたが、平成22年度は大幅に減少している。最終処分を目的とした搬入量は、平成14年度の228千tが平成22年度には176千t（77.2%）に減少している。

[県内への搬入の状況]

(単位：千t/年)

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	対H14比
処理内訳	中間処理	371	300	333	412	432	455	442	418	298	80.3%
	最終処分	228	338	376	400	358	292	221	157	176	77.2%
	合計	599	638	709	812	790	747	663	574	474	79.1%

※ 廃棄物の広域移動対策検討調査

ウ 不法投棄の状況

県内で確認された産業廃棄物の不法投棄のうち、10 t以上の不法投棄の件数については、平成14年度の20件が平成19年度以降大幅に減少し、平成22年度は3件になっている。

[不法投棄件数等の状況]

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	対H14比
	件数	20	21	21	10	12	1	2	3	
量 (t)	3,830	972	2	625	1,069	20	55	60	103	2.7%

※ 産業廃棄物の不法投棄等の状況（環境省発表）

エ 今後の発生及び処理の見込み

県内で発生した産業廃棄物の排出及び処理の状況並びにその将来予測は次のとおりである。排出量及び最終処分量は平成27年度には僅かに増加すると予測されている。

[排出量等の将来予測]

(単位：千t/年)

	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成27年度 予測
排出量	5,738	5,906	6,336
再生利用量	2,107	2,310	2,232
減量化量	3,291	3,243	3,741
最終処分量	335	348	357

※ 岡山県産業廃棄物実態調査結果及び第3次岡山県廃棄物処理計画による

なお、県内の最終処分場の残余年数は、平成21年度末時点で12年となっており、最終処分場の残余年数が逼迫している状況を踏まえ、排出抑制や再生利用を促進するための各種施策を展開している。また、水島地区において、公共関与の新処分場が平成21年4月に供用開始している。

[最終処分場の残余年数の推計]

	最終処分量 (H21年度)	残存容量 (H21年度末)	残余年数 (H21年度末)
県内の最終処分場	428千t	5,184千m ³	12年

※ 岡山県調べ

※ tとm³の換算比を1とする。

(2) 税収と充当事業費の推移

ア 税収の推移

産業廃棄物処理税の税収は、決算額で見ると、平成15年度以降、平成17年度（903,471千円）まで増加したが、平成18年度から減少に転じ、平成21年度（420,295千円）を底に再び増加し、平成23年度は480,378千円となる見込みである。

また、徴収した産業廃棄物処理税は、賦課徴収に必要な経費である徴税费、保健所設置市（岡山市・倉敷市）への交付金及び県が行う産業廃棄物対策促進事業費に充当される。

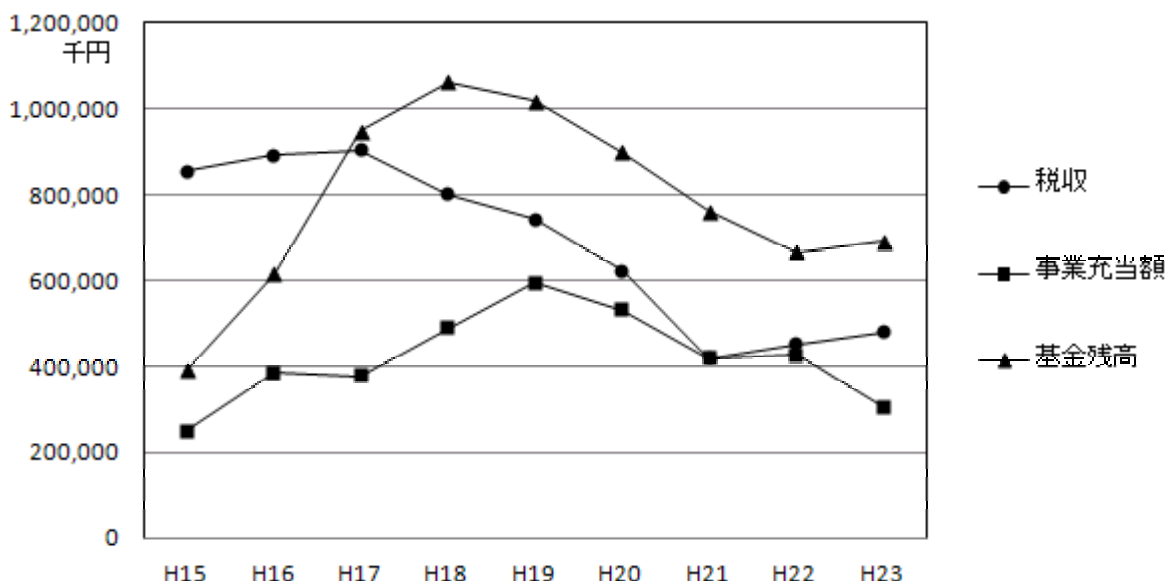
[税収等の推移]

(単位：千円)

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
税収	855,987	893,380	903,471	801,669	742,316	621,283	420,295	451,013	480,378	
前年比	-	104.4	101.1	88.7	92.6	83.7	67.6	107.3	106.5	
徴税费	59,920	62,537	63,243	56,117	51,962	43,490	29,421	31,571	33,626	
使途事業	産業活動支援	105,190	166,548	113,573	158,335	200,084	239,104	85,868	164,125	55,748
	適正処理推進	62,388	86,944	149,393	135,425	169,234	170,239	224,988	160,588	150,928
	意識改革	79,532	128,072	113,458	193,594	223,738	121,934	108,690	101,425	98,163
	インフラ整備	2,319	1,972	1,192	1,273	480				
充当額計	249,428	383,536	377,616	488,627	593,530	531,280	419,546	426,138	304,840	
岡山市・倉敷市交付金	151,627	172,750	147,186	155,453	175,679	151,020	112,434	106,863	114,399	
年度末基金残高	390,703	614,477	947,820	1,063,185	1,017,518	899,735	761,578	666,466	692,451	

※税収は決算ベース（平成15年は5月からの11ヵ月、平成23年度は決算見込額）

[税収等の推移：グラフ]



イ 賦課・徴収状況

特別徴収義務者は20者（施設数23施設）、申告納付者10者（施設数12施設）であり、特別徴収義務者として指定された最終処分業者が納税義務者である排出事業者及び中間処理業者から特別徴収を行い、申告納入し、また、自社処分場については、排出事業者自らが申告納付しているところであるが、これまでのところ、申告納入・申告納付のいずれも適切になされている。

（3） 使途事業の実績と主な成果（県の取りまとめによる。）

県では、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用等を推進するため、岡山県循環型社会形成推進条例の趣旨を踏まえるとともに、平成19年度の当懇話会の報告書に基づき、平成20年度事業からは使途事業に係る充当方針を定め、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」の3つを柱に税収を活用している。使途事業の概要は次のとおりである。

ア 産業活動の支援

（7） 公共工事に係る廃棄物の再資源化の促進

公共工事で発生し、従来は廃棄物として処分していた高粘性土について、新工法を導入し土質改良することで、盛土等へのリサイクルが可能になり、コスト縮減に繋がった。（平成23年度までの5年間の税充当額22,873千円）

（4） 岡山エコ事業所等の普及促進

ゼロエミッション等に積極的に取り組んでいる277事業所を「岡山エコ事業所」として認定したほか、県民に対して、各種広報媒体等を活用し制度の周知や認定事業所の普及促進に努めた。（平成23年度までの5年間の税充当額27,661千円）

（5） バイオマスの利活用の推進

循環資源である植物由来のバイオマスの利活用を推進するために、調査開発やセミナー等の開催による情報共有、事業者等に対する支援を実施した。（平成23年度までの5年間の税充当額260,570千円）

（1） 循環型クラスターの形成促進

産業廃棄物のリサイクルを推進するため、民間事業者が行う先進的なリサイクル関係施設等の整備や、民間事業者や産学官等が連携するなどして行うリサイクル技術の開発等について、「岡山県資源循環推進事業」として12件の事業承認を行い、経費を助成した。（平成23年度までの5年間の税充当額328,008千円）

[年度別実績]

	H19	H20	H21	H22	H23
資源循環推進事業 (施設整備)	承認1件 65,872千円	承認2件 69,335千円	承認0件 0千円	承認2件 48,200千円	承認0件 0千円
資源循環推進事業 (技術開発)	承認1件 1,517千円	承認1件 7,244千円	承認2件 10,000千円	承認2件 8,784千円	承認1件 1,457千円

(オ) その他産業活動に対する支援

県内で発生する産業廃棄物の抑制や循環資源として有効活用するための調査研究を実施した。(平成23年度までの5年間の税充当額105,817千円)

イ 適正処理の推進

(ア) 産業廃棄物の適正処理等の推進

法・政省令の改正に伴う制度周知や不適正処理事案等の拡大抑制・未然防止を図るため、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会が実施する研修会や、処理業者が整備する計量設備を導入する経費に対し助成を行った。

また、廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理計画の策定や排出量等の実態調査を実施するなどした。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に当たっては、国及び全国自治体と足並みを揃えた対応を行う必要があるため、国等で算定された所要額を当該廃棄物処理基金に拠出した。(平成23年度までの5年間の税充当額287,497千円)

[年度別実績]

	H19	H20	H21	H22	H23
研修会経費の助成 (回数/参加者)	2,500千円 (4回/283人)	2,500千円 (4回/288人)	2,500千円 (4回/234人)	2,500千円 (4回/275人)	2,160千円 (4回/305人)
設備導入費の助成 (件数)	11,304千円 (8件)	15,098千円 (6件)	14,940千円 (6件)	9,814千円 (6件)	2,556千円 (2件)

(イ) 不適正処理防止の強化対策

次のとおり、産業廃棄物の不適正処理防止に向けた対策を行った。(平成23年度までの5年間の税充当額22,461千円)

a 不法投棄の防止啓発

不法投棄や野外焼却等の防止啓発として、ラジオスポットを実施した。また、リーフレットの配布(H19~H21)、新聞紙面への掲載及び(社)岡山県環境衛生協会の広報誌「環境のひろば」への掲載(H22・H23)により、広く不法投棄等の情報提供を呼びかけた。

[年度別実績]

	H19	H20	H21	H22	H23
ラジオスポット	延224回	延224回	延49回	延49回	延54回

b 県外の産業廃棄物搬入車両への対応

手口の悪質・巧妙化や活動範囲の広域化に対処するため、警察本部の協力を得て、産業廃棄物運搬車両の路上検査を主要幹線道路で実施した。

[年度別実績]

	H19	H20	H21	H22	H23
車両検査の台数 (延べ回数)	41台 (3回)	57台 (3回)	41台 (3回)	82台 (6回)	69台 (6回)
うち指導台数	2台	3台	10台	12台	11台

(ウ) 監視指導体制の強化対策

次のとおり、産業廃棄物に関する監視指導体制の強化を図った。(平成23年度までの5年間の税充当額399,117千円)

a 警察官OBの配置

悪質な不適正事案には暴力団関係者が関与している場合が多いため、警察官OBを嘱託職員として各県民局及び地域事務所に配置し、監視指導体制の強化を図った。

[年度別実績]

	H19	H20	H21	H22	H23
警察官OBの配置	計9名	計9名	計9名	計9名	計9名
〃 出動回数	1,774回	1,746回	1,653回	1,785回	1,777回

b 休日・夜間等への対応

職員の監視指導が手薄となる土日・祝日・早朝・夜間に敢行される不法投棄を未然に防止するため、夜間・休日の監視パトロールを実施したほか、反復継続的に不法投棄が行われる場所等に監視カメラを設置した。

[年度別実績]

	H19	H20	H21	H22	H23
休日夜間のパトロール回数	324回	323回	387回	469回	475回
〃 不法投棄等の報告件数	47件	60件	33件	11件	5件
監視カメラの設置台数	9か所	3か所	3か所	3か所	3か所

c 中山間地域への対応及び早期捕捉対策

不法投棄は山林や丘陵など人目の届かない場所を選んで行われることが多いため、ヘリコプターによる上空監視を実施したほか、県庁内に全県一本化した通報の受皿として「不法投棄110番」を設置した。また、不法投棄監視事業を行う市町村への支援を実施した。

[年度別実績]

	H19	H20	H21	H22	H23
上空監視回数	延4回	延4回	延4回	延4回	延4回
不法投棄110番の報告	60件	66件	71件	56件	45件
不法投棄監視事業の市町村へ助成 (件数)	3,749千円 (14件)	3,607千円 (13件)	5,372千円 (17件)	5,346千円 (18件)	5,114千円 (18件)

(イ) 有害産業廃棄物の適正処理対策

産業廃棄物等に含まれるPCBやダイオキシン等の調査・分析を行う。また、過去に建設資材などの用途に使用されてきたアスベストによる健康被害が社会問題化しているため、環境大気中の濃度測定等を実施した。(平成23年度までの5年間の税充当額92,536千円)

(オ) インフラ整備 (公共関与による廃棄物処理施設の整備促進)

県内の産業廃棄物最終処分場の残余容量が逼迫しており、早急に公共関与によるモデル的な最終処分場を整備する必要があることから、関係法令手続等への支援を行うことにより、水島地区において平成21年4月から第1期処分場が供用開始された。(平成23年度までの5年間の税充当額 74,846千円)

ウ 意識の改革

(ア) おかやま・もったいない運動の推進

再生品等の使用の促進を図るための「グリーン調達」や「岡山県マイバッグ運動」を推進したほか、県内で現に製造・販売されている使用を促進すべきリサイクル製品を対象とした「岡山県エコ製品」を423件認定した。

また、ごみの減量化やリサイクルをテーマとしたポスターコンクール、「『おかやま・もったいない』晴れの国フォーラム」等を実施した。(平成23年度までの5年間の税充当額129,581千円)

[年度別実績]

	H19	H20	H21	H22	H23
グリーン調達実績 (調達件数・調達金額)	35,958件 191,503千円	38,869件 300,530千円	41,865件 293,655千円	41,952件 284,383千円	44,307件 282,601千円
岡山県統一ノーレジ袋 デー参加店舗数(年度末)	—	—	—	627店舗	845店舗
ごみ減量化ポスターの 応募者	2,252人	1,990人	1,013人	686人	946人
エコチャレンジコンテ スト応募者 (H19-20 ごみゼロコンテスト)	327件	395件	343件	327件	579件

(イ) 環境情報の拠点づくり

インターネットとデータベース機能を組み合わせ、循環資源に関する行政・企業・県民情報を一括管理し、受発信できる「循環資源情報提供システム」により情報を受発信した。また、企業間の循環資源の取引の場として、ネット上で需要情報・供給情報を登録・更新できる「循環資源マッチングシステム」の運営支援を行った。(平成23年度までの5年間の税充当額41,166千円)

[年度別実績] (循環資源マッチングシステムの登録事業所数等)

	H19	H20	H21	H22	H23
登録事業所数	266	274	270	252	262
斡旋申込件数	31件	23件	19件	47件	15件
成立件数	7件	10件	4件	10件	3件

(ウ) 3Rに関する環境教育・環境学習の推進

小中学生等を対象に環境学習エコツアー、移動環境学習車の運営等を実施したほか、スーパーエンバイロメントハイスクールを指定するなどし、小中学校や高等学校での環境教育等を推進した。また、エコ製品等の展示会を県内各地で開催し、広く県民に広報した。(平成23年度までの5年間の税充当額435,183千円)

[年度別実績]

	H19	H20	H21	H22	H23
環境学習エコツアーの参加者	6,820人	2,286人	4,819人	4,049人	4,347人
環境学習出前講座の実施回数	19回	37回	31回	49回	39回
移動環境学習車出動回数	—	—	36回	45回	43回
巡回エコ展来場者数	4,000人	6,950人	5,150人	5,410人	5,310人

(イ) 環境NPO等との協働による3Rに向けた取組の推進

関係団体が連携して行う環境学習について支援する仕組みを構築するとともに、出前講座等を実施し、行政とNPO等との協働による環境学習を推進した。(平成23年度までの5年間の税充当額42,120千円)

[年度別実績]

	H19	H20	H21	H22	H23
協働による環境学習出前講座の実施回数	—	42回	130回	114回	183回

(オ) 環境マネジメントシステムの普及拡大

事業者が、環境マネジメントシステムを構築し、二酸化炭素や廃棄物の排出量削減をはじめとする環境への取組を自主的に推進することを支援するため、中小企業向けの環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証・登録に要する経費の一部助成を行い(平成19年度、20年度)、2年間で認証・登録事業所数が35増加した。(平成23年度までの5年間の税充当額5,900千円)

2 産業廃棄物処理税の継続の必要性

(1) 必要性

産業廃棄物処理税の導入以降、産業廃棄物の排出量は減少の傾向にあり、最終処分量も大幅に減少している。不法投棄の状況についても、1件当たりの投棄量が10t以上の事例は、件数・投棄量ともに大幅に減少している。

岡山県の産業廃棄物施策については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づく処理業者への許認可や適正処理の指導、不法投棄など不適正処理事案への事後的・対処療法的な対策に加え、産業廃棄物処理税導入以降は、産業廃棄物に係る3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）促進のための「産業活動の支援」や「意識の改革」、不法投棄防止のための監視体制の強化や普及啓発活動などを行う「適正処理の推進」といった、環境意識の醸成や技術開発、不法投棄の事前防止に重点を置いた事業も行ってきたところである。

最終処分量と不法投棄の大幅な減少は、産業廃棄物処理税の導入による排出抑制・再生利用促進の効果及びその税収を活用して実施してきた事業による効果が現れたものと考えられる。

今後も、産業が存在する限りは、産業廃棄物が無くなることはなく、循環型社会を構築していくためには、引き続き、産業廃棄物の発生抑制、減量化を推進していくとともに、県民、事業者の意識の改革を進めていくことが必要である。併せて、不法投棄も根絶には至っておらず、引き続き、不法投棄の防止対策を行っていく必要がある。

目的税である産業廃棄物処理税は、産業廃棄物に係る3R促進のための経済的動機付け^(注)としての役割を果たすことが今後とも期待できるとともに、これらの事業を行うための貴重な財源、特に、次世代を担う子供たちへの継続的な環境教育のための財源として必要なものとなっていることから、当分の間、制度は継続すべきである。

なお、産業廃棄物処理税については、税源の状況、財政需要、納税者の負担等を鑑みて、今後とも、5年を目途に、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるべきである。

(注) 最終処分コストを減らすため、発生抑制、リサイクルの推進を促す効果

(2) 税制度

ア 税率

産業廃棄物処理税は、最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量を課税標準とし、税率は、搬入量1トンにつき1,000円とされているところである。最終処分量の大幅な減少に伴い、税収が導入当初（平成15年度）の885,987千円に比べ、平成23年度は480,378千円と減収になっていることから、税率のあり方について検討を行った。

- ・岡山県内の企業活動に多大な影響を与えない水準であるか。

岡山県内企業の活動状況をみると、産業廃棄物処理税導入前（平成14年度）に比べて近年の法人事業税の税収や製造品の出荷額等は増加しており、その活動に多大な影響を与えているとはいえない。

- ・岡山県外へ産業廃棄物が流出しない水準であるか。

最終処分のために岡山県から県外へ流出した産業廃棄物の量は、導入前（平成14年度）の26千トンに対して、平成22年度は10千トンであり、産業廃棄物処理税の導入が産業廃棄物の県外への流出を促しているとはいえない。

さらに、産業廃棄物に係る税を導入している27道府県は、税率を1,000円/ト_ンとすることを基本としており、全国的にこの税率が定着している。また、産業廃棄物の搬入抑制のインセンティブの観点からは、産業廃棄物処理税の導入以降、産業廃棄物の搬入量は減少傾向にあり、税率を変更する必要はないと考えられる。

イ 課税方式

産業廃棄物処理税に相当する税の現行の課税方式には、最終処分業者特別徴収方式と、三重県及び滋賀県が採用している排出事業者申告納付方式がある。

最終処分業者特別徴収方式は、最終処分業者を特別徴収義務者とする制度であり、最終処分場に産業廃棄物を搬入するすべての排出事業者又は中間処理業者を納税義務者とすることができるため、税の負担の公平性を確保でき、徴税コストを縮減できる。自社処分の場合は、排出事業者自身が最終処分を行うものであるため、排出事業者が直接、岡山県に申告納付する。

前回の検証以降も最終処分業者特別徴収方式のもとで適切に申告納入が行われており、産業廃棄物に係る税を導入している27道府県のうち25の団体でこの課税方式が採用され、産業廃棄物処理税に係る課税方式として定着していることに鑑みると、現在の課税方式を変更する必要はないものと考えられる。

(参考) 税制度の仕組み

納税義務者	排出事業者又は中間処理業者（最終処分場に産業廃棄物を搬入する者）
課税標準率	最終処分場への搬入量1トンにつき1,000円
仕組み	

3 今後の方向性

(1) 使途事業

産業廃棄物処理税の使途は、岡山県産業廃棄物処理税条例において、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する費用に充てることとされている。

県では、産業廃棄物に係る3Rの促進のための技術導入や施設設備などの「産業活動の支援」、産業廃棄物に係る不法投棄の防止など公平性・社会正義を実現するための「適正処理の推進」及び事業者の事業活動に大きな影響を与える県民のライフスタイル（日常的な生活様式・行動様式）を変革し、3Rの推進に向けた県民の実践的な取組等を誘導するための「意識の改革」の3つの柱に沿って、充当事業を実施している。

産業活動の支援については、公共工事に係る廃棄物の再資源化の促進、岡山エコ事業所等の普及促進、バイオマスの利活用の推進や循環型クラスターの形成促進等の事業を実施している。

適正処理の推進については、不法投棄の防止啓発、監視指導体制の強化等の不法投棄対策等の事業を実施し、不法投棄件数の減少にみられるように適正処理は着実に進んでいると考えられるが、不適正処理や不法投棄が根絶されている状況にはない。

意識改革については、おかやま・もったいない運動の推進、環境情報の拠点づくりや3Rに関する環境教育・環境学習の推進等の事業を実施し、事業者や県民の意識改革を促している。

これらの事業については、一定の成果は認められるものの、不適正処理や不法投棄の発生などに見られるように、未だそれぞれの事業目的が全体として達せられたとは言いがたい状況にあると考えられることから、引き続き3つの柱に沿って事業を実施する必要がある。その際には、税収が大幅に減少している現状を踏まえ、課税目的に沿った効果的な事業実施となるよう、毎年度、状況に応じて事業の見直しを積極的に行うとともに、より効果的に事業を行うべきである。

また、個別の事業について、それぞれの事業において県民や事業者への周知を行っているが、さらに広く周知が図られる必要があり、そのためには事業の実施の際だけではなく、事業の検討過程においても、周知方法等に係る検討が十分行われるべきである。

さらに、事業の実施に当たっては、産業廃棄物処理税導入の趣旨等についての県民理解をより一層促進する観点から、産業廃棄物処理税を活用した事業であることを明記するとともに、事業成果のわかりやすい周知、公表に、引き続き工夫、配意がなされるべきである。

(2) 基金

岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金は、潤い及び安らぎのある快適な環境づくりの推進とともに、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るために設置され、各年度において、産業廃棄物処理税の収入のうち、徴税費及び保健所設置市交付金以外の全額を積み立てるとともに、運用益の全額を積み立てるものとされており、その運用は金融機関への預金により行われている。

また、この基金は、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るための財源を平準化するために積み立てられており、前記の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとされている。なお、平成23年度末の基金残高は692,451千円となっている。

この基金の残高を見ると近年漸減傾向にあるが、所要の事業を継続的に実施しつつ新たな課題に対応するための財源として活用される必要があることから、事業の適切な取捨選択のもとに、適切な基金規模の維持に留意すべきである。

資 料 編

- 岡山県税制懇話会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 岡山県税制懇話会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 岡山県税制懇話会審議経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 税導入の効果等（産業廃棄物の動向）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 産業廃棄物処理税の使途事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 都道府県における産業廃棄物処理税導入状況・・・・・・・・・・・・ 14

岡山県税制懇話会設置要綱

(目的)

第1条 岡山県税制懇話会（以下「懇話会」という。）は、県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るために、地方分権の観点から課税自主権の活用等による岡山県にふさわしい税制のあり方について調査研究する。

(事業)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について調査及び研究を行い、成果を知事に報告する。

(1) 地方税制度のあり方

(2) 前号に掲げるもののほか、懇話会の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 懇話会は、委員で構成する。

2 委員には、前条に掲げる事業に関して学識経験等を有する者をもって充てる。

(運営)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の中から互選により選出し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、懇話会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(意見の聴取)

第5条 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 事務局は、総務部税務課に置く。

(その他)

第7条 この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この設置要綱は、平成19年4月20日から施行する。

岡山県税制懇話会委員

氏 名	役 職	備 考
岡本輝代志	岡山商科大学学長補佐	会 長
澤根みどり	税理士	
千葉 喬三	学校法人就実学園理事長	
成田美和子	岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議副会長	
平野 正樹	岡山大学経済学部教授	副会長
晝田 眞三	岡山経済同友会企業経営・環境委員会委員長 ヒルタ工業株式会社代表取締役会長	
豆原 直行	院庄林業株式会社相談役	
山下 広美	岡山県立大学保健福祉学部教授	

岡山県税制懇話会審議経過

会 議	年 月 日	主 な 議 題
第1回懇話会	平成24年 6月 4日	・産業廃棄物処理税に係る課題について
第2回懇話会	平成24年 7月10日	・税制度と使途事業のあり方とそれらの周知、及び、事業成果の公表について
第3回懇話会	平成24年 8月 9日	・岡山県税制懇話会報告書案（骨子）について
第4回懇話会	平成24年10月 1日	・岡山県税制懇話会報告書案について

税導入の効果等（産業廃棄物の動向）

1 産業廃棄物の現況（県内分）

（1）排出量及び処理の状況

県内で発生した産業廃棄物の排出及び処理の状況は次表のとおりである。排出量は平成19年度に一旦増加し、平成20年度、21年度と減少が続いていたが、平成22年度には再び増加に転じた。最終処分量は産廃税の導入前の平成14年度（881千t）に比べ、平成22年度は348千t（39.5%）と大幅に減少している。

（単位：千t／年）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	対H14比
排出量	6,828	6,982	6,977	6,971	6,878	7,309	7,029	5,738	5,906	86.5%
再生利用量	2,058	2,283	2,659	2,660	2,463	2,448	2,325	2,107	2,310	112.2%
減量化量	3,874	4,111	3,798	3,809	3,949	4,370	4,188	3,291	3,243	83.7%
最終処分量	881	582	510	501	461	435	424	335	348	39.5%

※ 岡山県産業廃棄物実態調査結果

（2）業種別の排出量（平成22年度実績）

県内で発生した産業廃棄物の排出量を業種別にみると、製造業が最も多く（62.5%）、次いで、電気・水道業（20.3%）、建設業（10.8%）の順になっており、この3業種で全体の93.6%を占めている。

（3）種類別の排出量（平成22年度実績）

県内で発生した産業廃棄物の排出量を種類別にみると汚泥が最も多く（55.3%）、次いで、ばいじん（14.4%）、がれき類（10.1%）、鉱さい（4.6%）、廃プラスチック類（3.3%）の順になっており、この5種類で全体の87.7%を占めている。

（4）種類別の最終処分量（平成22年度実績）

県内で発生した産業廃棄物の最終処分量を種類別にみると汚泥が最も多く（18.2%）、次いで、ばいじん（16.4%）、鉱さい（16.4%）、燃えがら（14.8%）、がれき類（10.5%）の順になっており、この5種類で最終処分量全体の76.3%を占めている。

2 最終処分量の推移（県内処理）

県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物（県外から搬入されるものを含む。）の量は次表のとおりである。

産廃税の導入前の平成14年度（953千t）に比べ、平成22年度は441千t（46.3%）と減少している。

なお、県外から県内に搬入される産業廃棄物の最終処分量は平成17年度まで増加し、それ以降減少傾向にあったが、平成22年度には再び増加に転じた。

（単位：千t／年）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	対H14比
	最終処分量	953	912	888	892	775	710	567	416	441
県外分 （割合）	228 (24%)	338 (37%)	376 (42%)	400 (45%)	357 (46%)	283 (40%)	213 (38%)	156 (38%)	184 (42%)	80.7%

※ 産業廃棄物処理実績報告より集計

※ 調査方法が異なるため、税収から割り戻した処分量と異なる。

3 広域移動の状況

（1）県外への搬出

県内で発生した産業廃棄物のうち県外へ搬出され処理された産業廃棄物は、平成14年度（319千t）に比べ、平成22年度は475千t（148.9%）と大幅に増加している。

このうち、中間処理を目的とした搬出量は、平成14年度の293千tが平成22年度には465千t（158.7%）へと大幅に増加しているが、最終処分を目的とした搬出量は、平成14年度の26千tが平成22年度には10千t（38.5%）に減少している。

（単位：千t／年）

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	対H14比
		処 理 内 訳	中間処理	293	470	544	436	429	452	559	456
最終処分	26		9	5	13	15	11	10	6	10	38.5%
合 計	319		479	550	449	444	463	569	462	475	148.9%

※ 廃棄物の広域移動対策検討調査

（2）県内への搬入

県内に搬入され処分された産業廃棄物は、平成14年度の599千tが平成22年度には474千t（79.1%）と減少している。

このうち、中間処理を目的とした搬入量は平成17年度から平成21年度まで400千t台で推移していたが、平成22年度は大幅に減少している。最終処分を目的とした搬入量は、平成14年度の228千tが平成22年度には176千t（77.2%）に減少している。

（単位：千t／年）

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	対H14比
処 理 内 訳	中間処理	371	300	333	412	432	455	442	418	298	80.3%
	最終処分	228	338	376	400	358	292	221	157	176	77.2%
	合 計	599	638	709	812	790	747	663	574	474	79.1%

※ 廃棄物の広域移動対策検討調査

4 不法投棄の状況

県内で確認された産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上（ただし、特別管理産業廃棄物は10t未満も含む。）の事案の件数及び投棄量は次表のとおりである。

産廃税の導入前の平成14年度に比べ、平成22年度は不法投棄件数・投棄量ともに大幅に減少している。

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	対H14比
件数		20	21	21	10	12	1	2	3	3	15.0%
量 (t)		3,830	972	992	625	1,069	20	55	60	103	2.7%

※ 産業廃棄物の不法投棄等の状況（環境省発表）

5 今後の産業廃棄物の排出及び処理見込み

(1) 排出量等の将来予測

県内で発生した産業廃棄物の排出及び処理の状況並びにその将来予測は次のとおりである。排出量及び最終処分量は平成27年度には僅かに増加すると予測されている。

(単位：千t/年)

	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成27年度 予測
排出量	5,738	5,906	6,336
再生利用量	2,107	2,310	2,232
減量化量	3,291	3,243	3,741
最終処分量	335	348	357

※ 岡山県産業廃棄物実態調査結果及び第3次岡山県廃棄物処理計画による

(2) 最終処分場の残余年数の推計

県内の最終処分場の残余年数は、平成21年度末時点で12年である。

	最終処分量 (H21年度)	残存容量 (H21年度末)	残余年数 (H21年度末)
県内の最終処分場	428千t	5,184千m ³	12年

※ 岡山県調べ

※ tとm³の換算比を1とする。

最終処分場の残余年数が逼迫している状況を踏まえ、排出抑制やリサイクルを促進するための各種施策を展開している。また、水島地区において、公共関与の新処分場（埋立容量：2,400千m³）が平成21年4月に供用開始している。

産業廃棄物処理税の使途事業

(単位:千円)

No.	事業名	充当方針 三本柱の種類	担当課室	事業の概要	H19	H20	H21	H22	H23
1	エコリバー推進モデル事業	産業活動の支援	河川課	河道掘削や浚渫などの河川事業により発生する土砂のうち、従来は廃棄物として処分していた高粘性土等について、新工法を導入し現地で土質改良することで、盛土や埋戻し材へのリサイクルを可能にし、処分費の軽減等によるコスト削減を図るとともに、汎用性へのデータを収集する事業	17,016	5,857	-	-	-
2	環境にやさしい企業づくり事業	産業活動の支援	循環型社会推進課	①循環型社会の推進に取り組む事業所を岡山エコ事業所として認定する。 ②エコ事業所一覧パンフレットを作成し、県民に対して事業所の取り組みをPRする。	3,740	4,254	2,697	4,369	4,316
3	再生品使用促進事業	産業活動の支援	循環型社会推進課	④基準に合致したリサイクル製品を岡山県エコ製品に認定する。また、再生品の使用促進指針を定め、リサイクル製品の需要を喚起する。	8,285	60に 統合	-	-	-
4	H18H19児島湖資源循環システム実証事業 →H20炭化技術活用資源循環システム実証事業	産業活動の支援	循環型社会推進課	児島湖のヨシ、ホテイアオイ等を炭化し、児島湖周辺の閉鎖性水域において水質浄化の実証実験を行う。	16,401	11,972	-	-	-
5	セルロース超微粉碎技術確立事業(バイオマスインベーション推進事業に名称変更)	産業活動の支援	産業振興課	産学官連携組織「セルロース系バイオマス超微粉碎技術研究会」を中心として、食料と競合しないセルロース系バイオマス資源を原料とする、強度が高くかつ軽量で耐久性に優れた新素材の開発やバイオエタノールの製造の大幅なコストダウンにつながる効率的な超微粉碎技術を開発する。	-	-	35,473	41,016	-
6	バイオマス自動車コンソーシアムの形成	産業活動の支援	産業振興課	バイオマスプラスチックの原料供給又は自動車部品を製造する川上企業と、最終製品を製造する川下企業である自動車メーカーとの連携を強化し、部材の共同開発体制を構築する。	-	73	-	-	-
7	BP(バイオマスプラスチック)カレント補助金	産業活動の支援	産業振興課	県内企業や大学等研究機関などによる共同開発グループが行うバイオマスプラスチック製自動車内装材開発に対して支援を行う。	-	10,053	-	-	-
8	「岡山バイオマスプラスチック研究会」の開催・運営	産業活動の支援	産業振興課	バイオマスプラスチックの製造技術や製品開発の推進、利用拡大に向けた普及啓発等を行う産学官連携の研究会を運営する。	-	134	-	-	-
9	新商品化技術開発委託	産業活動の支援	産業振興課	バイオマスプラスチック製品開発に向けた消費者ニーズに対応したシーズの研究及び試作品開発を行う。	-	7,911	-	-	-
10	緑化フェア出展事業	産業活動の支援	産業振興課	「第26回全国都市緑化おかやまフェア」においてバイオマスプラスチック製品の普及啓発及び消費者ニーズの把握を行うため、コンセプト展示及び県民アンケートを実施する。	-	810	-	-	-
11	バイオマス資源集積基地整備補助金	産業活動の支援	産業振興課	間伐材等地域の未利用バイオマス資源の活用のため、切削・破碎チップ等を製造するための集積場を整備する。	-	50,284	-	-	-
12	バイオマス利用活用地域連絡協議会事業	産業活動の支援	産業振興課	県下でバイオマスの利活用を促進するため、国、県及び市町村による連絡協議会を開催する。	848	160	-	-	-
13	バイオエタノール事業化推進事業費	産業活動の支援	産業振興課	未利用木質バイオマスからエタノールを生産することにより、新規産業や雇用の創出、原料供給元となる山林の環境保全や耕作放棄地等の有効活用を促進し、地域の活性化を図る。	2,476	-	-	-	-
14	バイオマスインベーション創出拠点形成事業	産業活動の支援	産業振興課	県内外の大学、公設試等の有機的連携の下で、粉碎に係るコスト、エネルギーを低減する酵素・化学処理プロセスや、セルロースの機能を生かした高強度材料化技術等、バイオマスの高度利用技術に関する先導的研究開発を集中的に実施する。	-	-	-	10,000	19,999
15	岡山発！バイオマス自動車プロジェクト推進事業	産業活動の支援	産業振興課	自動車メーカー、バイオエタノール製造事業者と連携し、E10(バイオエタノール10%混合ガソリン)対応車両等による次世代自動車キャラバンを実施し、バイオマスプラスチックやバイオエタノールのPR等、地球温暖化防止、資源循環型社会構築に向けた普及啓発を行う。	-	-	4,380	-	-
16	バイオマス製品の有効利用に関する技術開発	産業活動の支援	工業技術センター	バイオマス資源を用いて製造された炭が室内環境を向上させる性能評価を行い、高機能なバイオマス製品の開発を行う。	-	-	1,651	-	-
17	おかやま木質バイオマス利用開発推進事業	産業活動の支援	林政課	①バイオエタノール利用促進モデル事業(平成17～19年度) エタノール製造用木質原料の供給支援を行うとともに、生産されたエタノールをガソリンに3%混合したE3を、真庭支局・真庭市等の公用車燃料として利用する社会実験を行う事業。 ②木質ペレット利用促進モデル事業(平成18～20年度) 木質バイオマスを原料とするペレットの利用促進を図るため、循環型社会の構築に向けて公共施設等にペレットストーブ等を設置するための経費の一部を支援する事業。	4,983	2,061	-	-	-
18	畜産バイオマスエネルギー回収技術実証試験事業	産業活動の支援	畜産課	①メタン発酵実証展示施設のデータ蓄積 ②未利用有機質資源の添加によるエネルギー回収の効率化 ③水素発酵の組み合わせによるエネルギー回収技術の検討 ④メタン発酵過程で発生する硫化水素の低減方法の検討 ⑤モデルバイオガスによる燃料電池室内試験 ⑥消化液に残存する窒素・リンの効率的な除去及び処理水の脱色技術の検討	-	3,465	3,908	8,848	8,686

No.	事業名	充当方針 三本柱の種類	担当課室	事業の概要	H19	H20	H21	H22	H23
19	おかやまバイオマスネットワーク構築事業	産業活動の支援	産業振興課	バイオマス利活用技術等を有する企業、大学、行政等で構成する産学官連携組織を運営し、地域のセルロース系資源を利活用する製品開発等に取り組む他、国内外のバイオマス関連事業者等とのさらなる連携拡大や関連製品の利用に係る国民意識の醸成を図るため、戦略的な情報発信を行う。	-	-	5,824	6,292	2,862
20	中四国環境ビジネスネット事業	産業活動の支援	産業振興課	産学官連携による広域ネットワークである中四国環境ビジネスネット(B-net)を設置し、循環資源の利活用を推進する。	-	-	5,809	6,134	6,412
21	循環資源活用推進事業	産業活動の支援	産業振興課	循環資源活用推進研究会の運営等により、新技術の開発支援やニーズとのマッチング、事業化に向けた調査研究等を推進する。	9,702	10,611	-	-	-
22	循環資源有効利用推進研究委託事業	産業活動の支援	産業振興課	大学等への委託により、埋立処分量が多い産業廃棄物の資源化を促進する新技術・新規事業の創出に係る研究を行う。	22,501	24,805	-	-	-
23	地域ミニエコタウン事業	産業活動の支援	産業振興課	先進的なリサイクル施設等の整備や新たなリサイクル技術の開発等について支援する。	68,397	76,623	10,390	57,788	1,875
24	おかやま新環境技術アセスメントシステム事業	産業活動の支援	産業振興課	新たに開発された特徴のあるリサイクル素材等について、公共工事や畜産、水産又は林業試験場において試験的に利用し、評価検証を行う。	13,981	1,018	3,349	93	1,641
25	新エコ・メッセinおかやま開催事業	産業活動の支援	産業振興課	中四国地域から3Rとバイオマスに関する新技術やビジネスモデル、資源ニーズ等に関する情報を一堂に集め、プレゼンテーションや意見交換・商談等を実施	-	4,226	-	-	-
26	環境ビジネス・メッセinおかやま開催事業	産業活動の支援	産業振興課	瀬戸内海圏域等から3Rに関する新技術やビジネスモデル、資源ニーズ等に関する情報を一堂に集め、プレゼンテーションや商談等を実施	2,653	-	-	-	-
27	フィルター充填系高分子複合材料の高機能化	産業活動の支援	工業技術センター	高機能なゴム・プラスチックを開発し、自動車の部品産業(防振ゴム等)の競争力向上をめざす。	-	-	2,282	3,019	-
28	低炭素社会に対応した軽量・高強度繊維強化複合材料の開発	産業活動の支援	工業技術センター	四軸織物を用いた複合材料を開発し、自動車の軽量化、さらにはCO2の排出量削減を目指す。また部品の高強度化により部品寿命を向上し、排出ゴミ削減に繋げる。	-	-	-	1,003	1,000
29	低環境負荷・高性能な高分子複合材料の開発	産業活動の支援	工業技術センター	高分子製品の機能性向上、リサイクル性向上、軽量化等のための研究	-	-	-	-	3,800
30	金属材料の環境対応型高機能化技術の開発	産業活動の支援	工業技術センター	高度な金属と樹脂の接合技術やマグネシウムの表面処理技術を開発し、自動車の軽量化、さらにはCO2の排出量削減を目指す。	-	-	-	4,367	3,589
31	循環資源有効利用推進事業	産業活動の支援	循環型社会推進課	①H18これまでに策定したごみゼロガイドラインの評価を行う。 ②H19廃プラスチック類に係るごみゼロガイドラインを策定する。	4,759	-	-	-	-
32	新素材利用漁場改善事業	産業活動の支援	水産課	企業が開発した新素材を利用して、藻場や干潟の造成試験を実施し、その有効性を確認して、実用化を図る事業	860	-	-	-	-
33	未利用循環資源展示商談会開催事業	産業活動の支援	循環型社会推進課	事業活動により発生する循環資源の有効利用を促進するため、未利用資源の展示商談会を開催する。	-	2,450	-	-	-
34	たい肥を活用！おかやまブランド農産物応援事業	産業活動の支援	農産課(畜産課)(畜産研究所)	(畜産課) ①地域における作業受託組織である集落営農組織等の定着・活性化を図るため、受託作業活動や組織のPR活動を支援する。 ②たい肥散布後の土壌分析や作物の生育調査の実施を支援し適正なたい肥施用を推進する。 (畜産研究所) ①県内で生産されている多様な家畜ふん堆肥の性状を調査して基礎データをを得る。 ②上記の基礎データを基に、利用性に優れた成分調整成型堆肥(ペレット堆肥)の開発を行う。	19,429	20,257	-	-	-
35	河川敷を活用！低コスト自給飼料確保対策事業	産業活動の支援	畜産課	河川敷の刈草を飼料として利活用するほか、低品質のものは家畜排せつ物の副資材として活用し、家畜排せつ物の有効利用を促進する。また、取り組みを県民にPRする。	-	-	-	1,716	1,568
36	おかやま農村資源活用推進事業 ※H21から事業名変更及び内容を見直し	産業活動の支援	農村振興課	・県推進事業(県推進会議の開催等) ・花のじゅうたん事業(資源作物の栽培) ・農村資源リサイクル事業(推進会議開催、農村資源のリサイクル)	-	-	105	-	-
37	農村型資源作物循環システム推進事業	産業活動の支援	農村振興課	・農村型資源作物循環推進資料の作成及び普及推進事業 ・資源循環実践モデル事業(菜の花栽培推進事業、バイオディーゼル燃料利用推進事業、調査研究事業)	4,053	2,080	36に 事業 組替	-	-
38	地域資源型TMRの活用による飼料自給率向上システムの確立	産業活動の支援	農林水産総合センター	食品製造副産物や農産副産物を牛の飼料として利用する技術を確立するとともに県内で排出される副産物の飼料特性を調査把握する事業(試験研究)	-	-	10,000	19,480	-
39	育成指導事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	処理業者の資質向上のための研修会等の事業や設備整備支援事業に補助を行う。	13,804	19,490	10,069	12,056	4,752

No.	事業名	充当方針 三本柱の種類	担当課室	事業の概要	H19	H20	H21	H22	H23
40	環境保全型畜産確立対策推進事業	適正処理の推進	畜産課	家畜排せつ物に起因する苦情問題も複雑化しており、解消に向けては畜産側だけに限らない総合的な指導が必要となってきた。このため、畜産農家に対する処理技術指導及び生産されたい肥の利用促進に向けた普及啓発活動を展開し、資源リサイクルの円滑化による家畜排せつ物の適正管理を推進する。	-	-	-	1,776	1,816
41	対応力強化事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	不適正処理に対する責任追及や厳格な行政処分が行える環境を整備するため、職員研修等を実施する。	3,394	4,420	2,705	6,214	0
42	廃棄物処理計画等策定事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	産業廃棄物最終処分場の埋立容量等を把握するため、航空レーザー測量を実施する。	8,726	6,825	7,319	8,302	7,953
43	産業廃棄物実態調査事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	産業廃棄物の発生量や最終処分場などの実態調査を実施する。	1,923	1,926	1,888	4,589	3,050
44	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の円滑な処理の推進のため、(独)環境再生保全機構が所管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金へ補助する。	31,000	31,165	31,050	31,810	24,413
45	浜と取り組み海上ゴミ等対策事業	適正処理の推進	水産課	台風災害時等に普通海域に流出したゴミを適正かつ迅速に処理する事業	0	0	0	0	0
46	電子マニフェスト普及促進事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	産廃処分の際に必要なマニフェストの電子化を普及するためモデル事業を実施する。	1,744	3,318	39に 統合	-	-
47	不法投棄防止啓発事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	新聞広告、ラジオ等により不法投棄防止に関する普及啓発を行う。	7,750	3,318	2,503	3,088	3,519
48	監視指導体制強化事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	廃棄物の不適正処理に関する監視指導業務の専門職員(非常勤)を配置する。(H19から環境監視指導員追加のため増額)	53,625	52,463	51,311	55,800	57,854
49	不法投棄等監視強化事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	民間警備会社に監視パトロールを委託するとともに、監視カメラによる監視を行う。	24,023	23,862	13,832	11,646	13,068
50	不法投棄防止ネットワーク化事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	不法投棄110番の設置、発見通報協定の締結、不法投棄等の上空監視等を行う。	6,143	3,989	5,540	0	8,729
51	不法投棄監視員制度運営事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	不法投棄を防止・早期発見するため、不法投棄監視員を委嘱し、パトロール等を実施する。	8,668	8,564	50に 統合	-	-
52	県外搬入指導取締事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	県外からの不法投棄を未然に防止するため、収集運搬車両の検問を行う。	271	236	178	822	776
53	公共関与臨海部新処分場建設促進事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	将来にわたる県民の生活環境の保全と県内産業の健全な発展を図る観点から、公共関与によるモデル的な最終処分場を整備する。	480	5,742	68,624	-	-
54	アスベスト濃度調査事業、アスベスト対策普及啓発事業(※H21から廃止)	適正処理の推進	環境管理課	解体等現場周辺におけるアスベスト濃度調査及び環境調査を実施する。	1,231	1,889	1,863	1,834	1,486
55	有害化学物質対策費(旧:環境ホルモン対策調整費)	適正処理の推進	環境管理課	産業廃棄物等に含まれる内分泌攪乱物質等の測定を実施する事業	-	-	8,223	8,223	8,223
56	環境保健センター調査研究費	適正処理の推進	環境保健センター	①環境中の有害大気汚染物質に関する研究 ②児島湖の浄化に関する調査研究 ③有害化学物質の環境汚染実態の解明と分析技術の開発に関する研究	-	-	746	747	795
57	環境保健センター運営費	適正処理の推進	環境保健センター	不適正処理発見時の迅速かつ高度な分析に必要な分析機器の運用及びC3施設等の維持	-	-	17,547	12,290	13,953
58	環境保健センター試験検査費	適正処理の推進	環境保健センター	不適正処理発見時の迅速かつ高度な分析水準の維持に必要な研究	-	-	1,590	1,391	541
59	水生植物等未利用資源活用促進事業	適正処理の推進	畜産課	児島湖の水質浄化対策として刈り取られているヨシ及びヒジ等の水生植物を資源として有効活用するため、これらを炭化処理したものを家畜ふんの堆肥化時の副資材や畜舎排水浄化処理時の脱色資材としての活用方法を検討する。	6,932	3,032	-	-	-
60	ごみゼロ社会推進事業	意識の改革	循環型社会推進課	①岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議を開催し、県民・事業者・行政が協働で3Rを推進する。 ②3R活動推進フォーラムに参加する。 ③ごみの減量化やリサイクルをテーマとしたポスターコンクールを実施する。 ④基準に合致したリサイクル製品を岡山県エコ製品に認定する。また、再生品の使用促進指針を定め、リサイクル製品の需要を喚起する。	837	8,920	4,616	10,023	12,528
61	おかやま・もったいない運動推進事業	意識の改革	循環型社会推進課	①おかやま・もったいない運動推進大会を開催し、「もったいない」精神の普及啓発を行う。 ②家庭でのごみ減量化等に取り組むエコチャレンジコンテストを実施する。	11,734	9,279	4,160	4,605	6,158

No.	事業名	充当方針 三本柱の種類	担当課室	事業の概要	H19	H20	H21	H22	H23
62	エコライフ推進事業	意識の改革	循環型社会推進課	事業者・消費者団体・行政が協働し、レジ袋の削減を促すための啓発活動を行う。	-	-	4,867	8,250	10,349
63	エコフェスタおかやま、エコ&フードフェア開催費	意識の改革	循環型社会推進課	県民、事業者、行政が一堂に会し、環境先進県おかやまを進めるため、環境問題の現状について理解と知識を深め、ライフスタイルを見直す機会となる「エコフェスタおかやま」を開催する。	11,760	9,686	5,916	5,893	-
64	循環資源情報提供システム整備事業	意識の改革	循環型社会推進課	①廃棄物処理業者や循環資源に関する情報を一元管理し、情報の受発信を行うシステムを整備する。 ②有用な廃棄物の交換をあっせんする循環資源マッチングシステム等の整備を支援する。	8,118	8,879	6,672	7,054	8,503
65	岡山リサイクル「もつてーネット」事業	意識の改革	循環型社会推進課	県民誰もが利用できる不用品交換サイトを整備する。	1,940	-	-	-	-
66	子どもエコクラブの支援	意識の改革	地球温暖化対策室	子どもたちの自主的な環境活動である「子どもエコクラブ」の活動を支援するために、子どもエコクラブ交流会を開催する。	970	970	-	-	-
67	環境学習エコツアー事業	意識の改革	地球温暖化対策室	環境問題を身近な問題と捉えて環境保全意識を高揚するため、資源循環を推進している先進的企業や廃棄物処理施設等の環境関連施設を実際に見学体験等をする機会を提供するもの。(小中学校や地域団体等を対象とする団体向けコースと、標準的な環境学習エコツアー(年3回程度)に個人の参加を募集する個人向けコースの2種類がある。)	22,513	12,118	10,220	10,783	12,347
68	エコタウン推進事業	意識の改革	循環型社会推進課	①岡山エコタウン関係組織の運営や関係施設への見学受入事業に対する補助を行う。 ②岡山県エコ製品エコ事業所、エコタウンプランを普及するため、県内を巡回するエコ製品等普及展示会を開催する。	7,380	5,403	3,718	5,346	5,211
69	「環境白書」ジュニア版→「おかやま環境学習プログラム集」の改訂・増補	意識の改革	地球温暖化対策室	学校や地域で環境学習を実施する際の具体的なプログラムを作成・配布し、活用を図ることにより、次代を担う子どもたちの環境問題に対する理解と環境意識の醸成を促進する。	2,783	1,860	1,190	362	-
70	くらしと環境を考える作文コンクール事業	意識の改革	地球温暖化対策室	地球温暖化防止をテーマとして中学生を対象とした作文コンクールを実施する。	592	436	-	-	-
71	児島湖協働研究・環境学習支援事業	意識の改革	環境管理課	児島湖及び流域の水環境の改善に係る研究テーマを県内の大学から募集し、環境保健センターと協働で研究事業を実施することにより、水環境の改善対策に資する。	1,876	-	-	-	-
72	エコ*ボランティア実践事業	意識の改革	男女共同参画青少年課	青少年自身が環境問題について学び、環境保全体験会を企画・実践する事業。	1,026	-	-	-	-
73	環境学習フロンティア事業	意識の改革	循環型社会推進課	総合的な循環型環境情報・学習推進事業を実施する。(H20から未来を育む環境教育支援事業を新設・統合、のちの協働による環境学習出前講座事業)	25,182	-	-	-	-
74	環境学習拠点整備事業	意識の改革	地球温暖化対策室	環境学習の積極的な推進のため、学習の中核拠点施設である環境保健センターにおいて、幅広い環境学習の場の提供や環境学習活動の支援ができる機能の整備を図る。	2,091	1,941	1,520	1,392	1,360
75	移動環境学習車運営事業	意識の改革	地球温暖化対策室	山陽新聞の販売店で構成される山陽会から山陽新聞社創立130周年記念事業の一環として、平成21年3月に県に対して寄贈された「移動環境学習車及び装備一式」を環境学習の推進に活用する。	-	2,252	2,646	1,400	1,702
76	地球温暖化防止活動推進センターと連携した推進員の支援	意識の改革	地球温暖化対策室	地球温暖化防止対策の推進のため、法律に基づいて委嘱している岡山県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援することにより、岡山県地球温暖化防止活動推進センターと連携した地球温暖化防止対策の推進を図る。	-	-	1,195	1,342	1,196
77	アースキーパーメンバースHIP推進事業	意識の改革	地球温暖化対策室	県民、事業者が、地球温暖化防止のため環境負荷低減活動(環境への影響を減らす活動)について自らの取組目標を定めて、「アースキーパーメンバースHIP」として登録し、一定期間の状況を報告する制度を推進するもの。	4,547	4,106	2,816	8,180	4,143
78	おかやま環境塾事業	意識の改革	地球温暖化対策室	県民の環境保全意識の高揚と地域等で環境学習活動に率先的に取り組む人材の養成を図るため、大学生等の青年層を対象とした宿泊研修と講演等を主体とした一般研修の2つのコースからなる「おかやま環境塾」を実施する。	2,011	-	-	-	-
79	海ごみ普及啓発事業	意識の改革	水産課	底びき網漁業体験や海岸での動植物観察会等を通じて、海底ゴミや漂着ゴミの実態を広く県民に知ってもらうための普及啓発事業	-	-	-	-	1,486
80	ピオトーブづくりセミナー開催事業	意識の改革	自然環境課	自然と共生できる社会づくりを進めるためセミナーを開催する。	499	-	-	-	-
81	玉島ハーバーアイランドエコパーク整備事業	意識の改革	港湾課	水島港玉島ハーバーアイランドに、環境意識の高揚、普及啓発を図るために、リサイクル企業の誘致と、ガラスなどを再利用した歩道、太陽光・風力を利用した照明設備を配置したエコパークを整備する事業	71,999	21,000	40,000	-	-
82	スーパーエンバイロメントハイスクール研究開発事業	意識の改革	指導課	廃棄物のリサイクル技術の研究・開発など環境教育を重点的に行う学校をスーパーエンバイロメントハイスクールに指定。 カリキュラムの開発、大学や研究機関との効果的な連携方策等について研究を推進し、課題に気付き、その解決に積極的に取り組むことのできる人材の育成を図るとともに、環境教育に関する教材を開発	16,351	8,527	956	16,979	12,856
83	高校生「エコ広場」UD整備事業	意識の改革	財務課	循環型社会の形成の重要性に関して理解を深めるためエコ製品を活用し、生徒自らの企画・提案によるユニバーサルデザインの観点に立った、「憩いの広場(エコ広場)」を県立学校に整備する。	19,996	15,000	9,794	9,402	9,314

No.	事業名	充当方針 三本柱の種類	担当課室	事業の概要	H19	H20	H21	H22	H23
84	地域版環境学習モデル事業	意識の改革	循環型社会推進課	津山市内でモデル地域を選定し、全県的に効果的な地域ぐるみの環境学習・普及啓発を行うための手法を研究する。	2,898	-	-	-	-
85	協働による環境学習推進事業	意識の改革	地球温暖化対策室	県民により身近なNPO等環境団体同士が情報交換をする場を設け、関係団体が連携して行う環境学習について支援する仕組みを構築し、行政とNPO等との協働による環境学習を推進する。	-	0	8,304	10,347	10,939
86	未来を育む環境教育支援事業	意識の改革	地球温暖化対策室	各小中学校が「総合的な学習の時間を利用して実施する環境学習を支援する。	-	5,833	85に 統合	-	-
87	里海保全活動支援事業	意識の改革	水産課	海洋レジャー関係団体等が実施する海面清掃への支援や海底ゴミステーション設置の支援、海底ゴミの適正処理等を実施する事業 ※平成18年度までは瀬戸内海環境美化推進事業 ※海底ゴミに関する事業は平成20年度まで	1,591	1,624	100	67	71
88	地域環境パートナーシップ事業	意識の改革	地球温暖化対策室	県民局単位で、NPO等民間団体と協働し、地域住民等が身近に参加できる環境学習事業を実施する。	3,244	-	-	-	-
89	エコアクション21普及拡大補助事業	意識の改革	地球温暖化対策室	事業者が、環境マネジメントシステムを構築し、二酸化炭素や廃棄物の排出量削減をはじめとする環境への取組を自主的に推進することを支援するため、環境省が策定し・普及を進める中小企業向けの環境マネジメントシステムである「エコアクション21」の認証・登録に要する経費の一部を助成する。(10万円/件)	1,800	4,100	-	-	-

上段:事業費(単位:千円)、下段:件数

産業活動の支援	200,084	239,104	85,868	164,125	55,748
	16	20	12	13	11
適正処理の推進	169,714	170,239	224,988	160,588	150,928
	16	16	17	17	17
意識の改革	223,738	121,934	108,690	101,425	98,163
	24	19	17	16	15
合 計	593,536	531,277	419,546	426,138	304,839
	56	55	46	46	43

産業廃棄物処理税の使途事業(岡山市・倉敷市)

No.	事業名	充当方針 三本柱の種類	担当課室	事業の概要	H19	H20	H21	H22	H23
岡山市	産業廃棄物対策事業	適正処理の推進	【岡山市】 産業廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設の指導 産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設の許可 自動車リサイクル法の施行に伴う廃自動車引取業者、フロン回収業者の登録、解体業者、破砕業者の許可 産廃課職員(監視班含む)による産業廃棄物処理施設等への立入検査、不法投棄、野焼き等の不適正処理事案に対する監視・指導 産業廃棄物処理施設におけるダイオキシン類の測定 産業廃棄物処理施設における水質検査 など 	22,906	16,306	9,976	10,155	10,909
倉敷市	循環型社会推進事業	意識の改革	【倉敷市】 産業廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> 水島エコワークス PFIモニタリング・契約管理業務委託 循環型社会形成モデル事業事業費補助金 エコタウン関係施設視察受入補助金 	3,014	2,742	2,358	1,061	1,160
倉敷市	産廃排出処理業者監視指導事業	適正処理の推進	【倉敷市】 産業廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> 警察OBを監視指導員として採用し、不法投棄の防止や事業者の指導を行う事業 産業廃棄物実態調査 	14,688	32,656	34,284	18,205	18,112
倉敷市	不法投棄防止対策事業	適正処理の推進	【倉敷市】 産業廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄の早期発見のための航空機による上空監視・啓発飛行業務 休日夜間のパトロール業務を民間警備会社に委託 不法投棄監視用カメラのリース(産業廃棄物適正処理基金積立金) 	131,787	70,028	76,052	67,114	83,546
倉敷市	環境調査事業	適正処理の推進	【倉敷市】 産業廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場の放流水、河川等の周辺環境の水質調査委託 産業廃棄物焼却炉のダイオキシン等の測定委託 	7,252	27,927	6,090	5,733	4,326

産業活動の支援	0	0	0	0	0
適正処理の推進	176,633	146,917	126,402	101,207	116,893
意識の改革	3,014	2,742	2,358	1,061	1,160
合計	179,647	149,659	128,760	102,268	118,053

	産廃税交付金収入(決算)額 [単位:千円]				
	H19	H20	H21	H22	H23
岡山市	22,906	16,306	9,976	10,155	10,909
倉敷市	152,773	134,714	102,458	96,708	107,144

都道府県における産業廃棄物処理税の導入状況

(平成24年3月調査)

都道府県名	名称	導入年月日	課税客体	徴収方法	申告	税率 (円/トン)	課税免除・減免等				
							重量による免税 点・減免	災害関係	自社処分	不法投棄	その他
三重県	産業廃棄物税	H14.4.1	中間処理施設又は 最終処分場への搬入	排出事業者申告納付	年1回	1,000	免税点1,000トン 未満			対象者を限定し て減免	
鳥取県	産業廃棄物処分場税		最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	年4回	1,000			課税免除		・公共下水道等から生じた汚泥及びその焼却 後の燃え殻並びに汚泥焼却施設で発生するば いじんを、課税免除
岡山県	産業廃棄物処理税	H15.4.1	最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	毎月	1,000					
広島県	産業廃棄物埋立税		最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	年4回	1,000			課税免除		・公益上その他の事由により知事が課税を不 適当と認める場合は、課税免除
青森県	産業廃棄物税		最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	毎月	1,000					・工業用水で一定のものを自ら工業の用に供し たことにより発生する汚泥及びこれを自ら処分 した後の産業廃棄物を、課税除外
岩手県	産業廃棄物税	H16.1.1	最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	毎月	1,000					
秋田県	産業廃棄物税		最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	毎月	1,000 指定副産物:250					
滋賀県	産業廃棄物税		中間処理施設又は 最終処分場への搬入	排出事業者申告納付	年1回	1,000	免税点500トン未 満				
新潟県	産業廃棄物税		最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	年4回	1,000					
奈良県	産業廃棄物税	H16.4.1	最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	毎月	1,000					
山口県	産業廃棄物税		最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	毎月	1,000			課税免除		
宮城県	産業廃棄物税	H17.4.1	最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	年4回	1,000				災害により生じた 産物の搬入は課 税免除	
京都府	産業廃棄物税		最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	年4回	1,000					

都道府県名	名称	導入年月日	課税客体	徴収方法	申告	税率 (円/トン)	課税免除・減免等			
							重量による免 点・減免	災害関係	自社処分	不法投棄
島根県	産業廃棄物減量税		最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	年4回	1,000				<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が設置する一般廃棄物最終処分場に搬入される産業廃棄物のうち、天災等により処理手数料が減免されているものは、課税免除 ・公益上その他の事由により知事が課税を不適当と認める場合は、課税免除
福岡県	産業廃棄物税		焼却施設及び最終処分場への搬入	焼却処理・最終処分業者特別徴収	年4回	1,000 焼却処分:800	災害により生じた産業の搬入は課税免除		(課税対象外)	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰を使った製品製造や、焼却熱の有効利用などを行っている焼却施設への搬入は、課税免除 ・北九州市に所在する最終処分場への搬入に対しては、課税免除
佐賀県	産業廃棄物税		焼却施設及び最終処分場への搬入	焼却処理・最終処分業者特別徴収	年4回	1,000 焼却処分:800	災害により生じた産業の搬入は課税免除			<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰を使った製品製造や、焼却熱の有効利用などを行っている焼却施設への搬入は、課税免除 ・BSE関係の焼却処理は、課税免除
長崎県	産業廃棄物税		焼却施設及び最終処分場への搬入	焼却処理・最終処分業者特別徴収	年4回	1,000 焼却処分:800	災害により生じた産業の搬入は課税免除		課税免除(行政代執行した場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰を使った製品製造や、焼却熱の有効利用などを行っている焼却施設への搬入は、課税免除 ・BSE関係の焼却処理は、課税免除 ・火災・盗難等により事業継続が困難な場合は、減免 ・指定副産物を搬入する場合は、減免
熊本県	産業廃棄物税	H17.4.1	最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	年4回	1,000		税額の1/4を減免		<ul style="list-style-type: none"> ・指定副産物の埋立処分は、税額の1/4を減免
大分県	産業廃棄物税		焼却施設及び最終処分場への搬入	焼却処理・最終処分業者特別徴収	年4回	1,000 焼却処分:800	1万トンを超える部分について一定の割合で軽減したものを課税標準とする	災害により生じた産業の搬入は課税免除		<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰を使った製品製造や、焼却熱の有効利用などを行っている焼却施設への搬入は、課税免除 ・BSE関係の焼却処理は、課税免除
宮崎県	産業廃棄物税		焼却施設及び最終処分場への搬入	焼却処理・最終処分業者特別徴収	年4回	1,000 焼却処分:800	災害により生じた産業の搬入は課税免除		(地域のボランテア活動等により無償で受け入れた場合は申告対象外)	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰を使った製品製造や、焼却熱の有効利用などを行っている焼却施設への搬入は、課税免除 ・課税により地域経済に重大な影響を与えると認められる産業廃棄物(※)の施設搬入は、課税免除 ・液状の産業廃棄物について、焼却施設に搬入する場合における課税標準は、水分に相当する重量を控除した重量とする
鹿児島県	産業廃棄物税		焼却施設及び最終処分場への搬入	焼却処理・最終処分業者特別徴収	年4回	1,000 焼却処分:800	大規模な災害により生じた産業の搬入は課税免除		課税免除(行政代執行した場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰を使った製品製造や、焼却熱の有効利用などを行っている焼却施設への搬入は、課税免除 ・BSE関係の焼却処理は、課税免除

都道府県名	名称	導入年月日	課税客体	徴収方法	申告	税率 (円/トン)	課税免除・減免等			
							重量による免税 点・減免	災害関係	自社処分	不法投棄
福島県	産業廃棄物税		最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	年4回	1,000	1万トンを超える部分について1/2を課税標準とする	重量の1/2を課税標準とする		
愛知県	産業廃棄物税	H18.4.1	最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	毎月	1,000 自社処分:500				
沖縄県	産業廃棄物税		最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	年4回	1,000		大規模な災害により生じた産廃の搬入は課税免除	課税免除(行政代執行した場合)	・最終処分業者の設置する最終処分場が所在しない離島において、島内で発生した産業廃棄物を市町村が設置する最終処分場へ搬入する場合の当該搬入は、課税免除 ・指定副産物の搬入は、重量の1/2を課税標準とする(自社処分に該当する場合のみ)
北海道	循環資源利用促進税		最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	年4回	1,000				
山形県	産業廃棄物税	H18.10.1	最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	年4回	1,000		災害により生じた産廃の搬入は課税免除		
愛媛県	資源循環促進税	H19.4.1	最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	年4回	1,000 自社処分:500 ※最終処分業者を除く				
宮崎県	集計	H14.4.1:1 H15.4.1:3 H16.1.1:4 H16.4.1:3 H17.4.1:10 H18.4.1:3 H18.10.1:2 H19.4.1:1 (全27道府県)	・中間処理施設又は最終処分場への搬入:2 ・最終処分場への搬入:19 ・焼却施設・最終処分場の搬入:6	・排出事業者申告納付:2 ・最終処分業者特別徴収:19 ・焼却処理・最終処分業者特別徴収:6	年1回:2 年4回:18 毎月:7	不均一課税について ・指定副産物:1 ・焼却処分:6 ・自社処分:2	・免税点設定: 2 ・1万トンを超える場合に減免: 2	・災害排だ物搬入減免:8 ・課税免除:3 ・減免:3	・課税免除:3 ・その他減免: 1 (対象外:2)	

宮崎県※「対象事業者が自らの製品を製造する過程において、継続的に排出される同一種類の産廃であること」などの条件あり